

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会

事務局長 山本 健二

政策局長 栗田 博

日頃のご活動に敬意を表します。

5 月 27 日、酒類の過度な安売りを規制する改正酒税法と改正酒類業組合法が、参議院本会議で可決、成立しました。政策情報 No. 12 ではその内容についてお知らせ致します。

フード連合／政策情報 No.12

5 月 27 日、改正酒税法成立

酒類の過度な安売りが規制されます（罰則あり）！

1. 改正酒税法の内容

改正法では、過度な安売りを禁じる「公正な取引の基準」を財務大臣が設定し、違反した酒類製造業者又は酒類販売業者に対して店名を公表したり、改善命令をすることができることになりました。それでも安売りを続けた場合、50 万円の罰金が科されるほか、免許が取り消しとなることもあります。また、財務大臣の質問検査権の対象に業者を追加し、「公正な取引の基準」の実効性を確保した。さらに、酒類販売管理研修の受講が義務化されました。

このように、過度な安売りを禁じる基準を設定し、違反した業者に対して罰則を科するものであり、量販店などの過度な安売りの規制を通じて公正な価格での販売を促すことになり、一歩前進といえる内容になっています。

2. この間のフード連合の対応

フード連合は、この間公正な取引関係の構築に向けて加盟組合を対象として優越的地位の濫用行為の実態を把握し、結果については、加盟組合に報告するとともに公正取引委員会をはじめ関係省庁や関係団体に報告し、濫用行為の改善を行うなど公正な市場の確立に向けて働きかけをしてきました（政策情報 No.11 参照）。また、食の安全を確保するための必要経費や食料の安定供給に伴うコスト上昇等を適切に食品価格に転嫁できるように、連合と連携して求めてきました。

3. 今後の流れ

今後新たな基準を設定することになりますが、国税庁と公正取引委員会との協議を行い、酒類業各組合への意見聴取を経て、さらに相当の周知期間を経る必要もあることから、早くても基準の確定まで半年程度はかかると見られています。また、実態を踏まえた基準の公正かつ適正な運用が重要となります。

フード連合は、成立した改正酒税法によって、販売業者による製造業者への過度なコスト引き下げ要請とならないように連合や政策顧問と連携して、今後の動向を注視し、引き続き情報の収集に努めていきます。業種別部会や単組内で取り組みへのご意見、ご要望等ございましたら、フード連合政策局までご連絡ください。

以上

